

れ、その後名称及び制度の内容に若干の改正がなされて今日に至つておるものであります。この間、全國津々浦々に汎く分布して、その数は郵便切手類賣さばき所は約六万二千五百、印紙賣さばき所は約二百を算し、その賣さばき額は昭和二十三年度におきまして大約郵便切手類六億八千万円、印紙十六億円に達しているのであります。

從来この賣さばき所及びその事務を行ふ賣さばき人に關しましては、通信省令で規定して參つたのであります。が、先般新憲法の精神に即應して制定せられました新郵便法第五條及び第三十三條におきまして郵便の業務たる郵便切手類の賣さばきの業務の一部を郵便官署以外の賣さばき人に委託執行させる場合には、法律で定めることを要することとせられたのであります。又郵便の附帶業務でありますところの印紙の賣さばきの業務につきまして郵便切手類の賣さばきの業務と同様、この業務の一部を賣さばき人に委託執行させる場合には、法律で定めるのが適当と考えられますので、ここに賣さばき所及び賣さばき人に關する基本的な事項を定めるため、郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さばき所に關する法律の制定を提案することとした次第であります。

以下この法律案の要点につきまして若干御説明申し上げます。先ず、國ど賣さばき人との関係及びこれに關連する賣さばき所の設定につきましては、從來郵便切手類又は印紙の賣さばきの業務を行ふ者は、郵便局長から賣さばき人としての許可を受け、賣さばき所を設けて、郵便切手類又は印紙を賣りさばくことになつておるのであります。

が、この法案におきましては國と賣さばき人との関係は、許可の關係とせず、委託契約の關係としたのであります。次に賣さばき人の資格につきましては、郵便切手類及び印紙の賣さばき人は、必要な資力及び信用を有するものとし、又印紙のみの賣さばき人は、從來通り當利を目的としない法人に限ることにしたのであります。又その選定の手続につきましては、機会均等と公平の原則に則り、必要な事項を予め関係場所に公告するとともに、適當な希望者が二人以上あつたときは、抽せんにより賣さばき人を選定することとしたのであります。

ばき手数料を別々に算出せず、その一ヶ月の買受額にその総額五千円以下の額に対しましては百分の五、五千円を超える五万円以下の額に対しましては百分の三、五万円を超える額に対しては百分の一の割合を乗じて得た金額とするとともに、他方この賣さばき手数料を無制限に認めますときは、郵便局の窓口で賣りさばくのを適当とする大口のものが、不必要に賣さばき所を経て賣りさばかれる傾向を助長し、かたゞ、賣さばき人が特定の大口購入者に定價から割引いて賣りさばく弊害を生ずる虞れがありますので、賣さばき手数料は、一ヶ月につき、買受月額が百万円の場合における賣さばき手数料の額に相当する一万千百円を最高額としたのであります。

右の賣さばき手数料率の改正に伴いまして、昭和二十四年度においては現行料率に比し、大約三千七百万円（平均五八%）の手数料の増加を見る予定でありますて、右は本年度通信事業特別会計の歳出に計上済みであります。

以上のよろんな次第でありますから、何とぞ十分御審議の上速かに可決せらるようお願いする次第であります。

○委員長(大島定吉君)　只今大臣から御説明がありました三法案に加うるに、郵便爲替法及び郵便貯金法の一部を改正する法律案を加えまして、四法律案を一括議題といたしまして質疑に入りたいと思ひます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小林勝馬君　郵便爲替法及び郵便貯金法の一部を改正する法律案の從來の経過と、今後の計画を御説明願いたいと位の発言を求めます。

○委員長(大島定吉君)　この際委員各

○説明員（加藤桂一君）郵便外國條約の振替爲替の問題の御質問と思ひます。が、それにつきましては、從來万國郵便條約に附隨いたします外國郵便振替協定、それから外國郵便振替協定といふ二約定がございまして、それにこの度我が國も加盟しろという關係方面的指示がございまして、先般両院で御審議を願いまして、その約定に入ることになつたのであります。併しながら爲替レートも決定いたしておりませんでしたような關係上、未だ事實上この外國郵便、或いは振替の業務は行われておりませんわけでございます。そういたしまして、この両約定の中には、外國郵便、それから外國郵便振替の料金の点につきまして、それべく最高基準を定めておりまして、そうしてその基準の範囲内におきましては、國內法のそれべく郵便法及び振替貯金法の中におきまして、その料金を國內法で定めてよろしいということになつておるわけでありまして、従いまして、今まで爲替法及び振替貯金法の範囲におきまして、通信大臣が内閣總理大臣と協議してその最高、條約に決定されております料金の最高範囲を超えない範囲において、國內法で定めるということで、その両法律の一部を改正して行おうとする法律であります。それで將來の見通しといいたしましては、それべく交渉いたしまして、実際の業務を始めるところになりますから、關係方面と相談いたしまして、各國との間にそれべく交渉いたしまして、実際の業務を始めるところになりますが、これども、御承知かとも思いますが、この万國郵便條約の両約定にはアメリカ

が加入いたしておらんのでありまして、従いましてドイツでありますとか、イスでありますとか、ヨーロッパの各國が加盟いたしておる関係上、我國とそちら方面との間におきまして、今後開きまして、も、利用ということにつきましては、まだその利用が活潑になるということは期待できないかと考へておる次第であります。が、御審議を得まして、それが両院を通過いたしましたら、今後それぞれ國際関係の機構も整備いたしまして、從來のように各國との間に実際の業務を円滑に行うような準備をいたしておるような次第であります。

○小林勝馬君 次に、郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さばき所に関する法律案の第一條におきまして、「郵便切手類」とは、郵便切手その他郵便に関する料金をあらわす証票をいい、「云々」とあります。が、從來の觀念から行きまして、尙文從來やつておりました電信関係、電話関係その他に郵便切手を以つてこれに代うるよななことに相成つておりますが、今後はこの点につきておりましたが、今後はこの点につきておりましたが、今後はこの点につきまして、如何よろにお取扱いになるのか、先ずお伺いしたいのですが。

○國務大臣（小澤佐重喜君） 今局長が來ていないそろですか、後程……

○小林勝馬君 そうすると全部駄目ですか。

○國務大臣（小澤佐重喜君） 大きいところだけ、大きいというとおかしいですかねども……

○小林勝馬君 大臣にお伺いしたいのですが、第七條の制限をされるといふことは、むしろこれを獎勵した方がいいのじやなかろうかと思ふのですが、この制限を何故にされたか、その点を

○國務大臣（小澤佐重喜君） これはまたあ考えようと理論の立てかたで小林君の言うようにもなるのです。ただ我々としては、大口の使用者は、郵便局に来て買つて貰うことを望むわけなんです。それはどういうわけかと申上げたように郵便局が余り矛盾しませんので、今まで大問題にならなかったのです。そこで、郵便局へ行くとか、一里も歩くといふのが氣の毒だということで、賣捌所が設けられた趣旨でありますので、そうした趣旨とも余り矛盾しませんので、今じやないかというような見地なんですね。併しこれも相対的な理論であつて、少しでも多数賣つた方がいいではないかと、こういうふうに考えるのですが、その点を……

て、私の言うのは絶対にそうであつてはいけないんだという結論になります。小林君のような考え方も立派な考え方だと思いますが、まあ通信省としてはそうすることが今までの実際上の経験から見えてよろしいんじやないかといふ意味で、こうしたわけなんです。

○小林勝馬君 その点につきましては、郵便局の方で直接賣つていた場合でも、最近はどうか知りませんが、三井物産あたりに割りして現に賣つておられたかと私は思いますけれども、現在どうなつておりますか。

○國務大臣(小澤佐重喜君) 郵便局か、という意味なんですね。郵便局は裏で闇取引ということをしておるか分りませんけれども……

○小林勝馬君 いいえ、そうじやないんですか、通信局から直接賣つて頂くということになつてゐるかどうか分りませんけれども、三菱とか、三井物産とか、大倉商事とか、特別の割引をしておつた郵便切手があつたわけです。

○政府委員(岡井彌三郎君) 郵便局では普通局は從来からありましたが、現在は特定局におきましても割引制度を廃止しておりますから、従いまして郵便局から公衆に割りして賣るということはあり得ないと思います。何故かと申しますと、郵便局で割引制がある以上はその割引の收入がありますから、この割引の收入の中から公衆に還元するという意味におきまして、更に割引をしておりましても郵便局は儲かる筈ですから、そういうことはありますけれども、今は普通局とその点が同じになつておりますから、現在としましては郵便局は公衆に定價以下に賣るということはないよう存じております。

○小林勝馬君 次に大臣にもう一つ。郵便貯金法の一部を改正する法律案で、この期限を短縮された具体的の理由を……

○國務大臣（小澤佐重喜君） 据置期間ですね。これは昨日も衆議院で、この問題でかなりいろいろ御意見があつたのですが、大体においてこの過去の実績を見ますと、去年あたりでは一年の据置期間は待つておらずに、むしろこの半年で実際一年間の据置を契約を解除いたして下げた実例が非常にバーセンテージが多いのです。それから一般特定局その他の意見などを聞きましたといふと、非常にインフレーションの昂進しておる間ににおいては、長い期間据置をして置くということは或る意味において合わないというような計算から、長い期間では貯金に加入したいという人が少いような傾向が多分にあります。そういうよろうな実績を見て、それでは大体六ヶ月程度ならば、相当加入者もあるというような第一線からの意見等もありましたし、現実の実例が只今も申したようなバーセンテージを示しておるから、一概この一年といふものは勿論そのままにして置いて、半年といふものを作つて見たらどうかといふのであります。併しこれはいろいろの言いようで、もうすでにインフレーション時代が過ぎて、これからもううデフレ或いはデイス・インフレーションになるのじやないか、そういう時期になつて來た場合には、六ヶ月なんといふのは全然必要がなくなるのではないかといふような意見は勿論立つのであります。併しながらこの一年を廃止して六ヶ月だけを残すといふのであれば非常な弊害があります。

けれども、一年もそのままにして置き、尙從來の一般預金者の希望であると見受けられる半年制度も設けたならば、よりよく利用者の希望を満足するに十分ではないかというような、過去の実績を主とした考から、この半年を設けたわけです。

○小林勝馬君 只今の大臣の御説明であれば、例えば三年はそのまま存続して、二年とか、一年とかいうものを新規に作るという御説明でござりますが、この第四十六條中三年を二年に改めると相成つておりますて、三年はそのまま置いて二年を新たに作るようにはなつていいし、尙又五十三條の第一項中に一年を六ヶ月に改めるというようになつておつて、一年をそのまま置いておいて六ヶ月を新たに作るといふようにはなつておらないように思います。尚又一方預かる側からいたしましても、短期間では運転その他に非常に困るのではないか。むしろ大臣の説明のようには、一年は二年で置いておいて、新たに半年を作るということならばいいのではないかと思うのですが、その点について一つ御説明を願います。

○國務大臣(小澤佐重喜君) 私は六ヶ月といら問題があつたんですから、主に定額貯金のことと申上げたので、今三年を二年にしたのは積立預金で、それはおのづから違う説明になるわけです。尙今の御質問に対する詳細な説明は政府委員から申上げます。

○説明員(加藤桂一君) 今度据置期間を短縮いたしましたのは、只今大臣から御説明がありましたように、普通のいわゆる定額貯金は現在は一年といらものが最短期間にかつてお

るわけでございます。それ以上は今までその預金者の希望によりましてずっと預けて置くことができるわけありますて、それで五年というものが最高の利子を……これは預ける程利子が高くなるのでありますて、五年以上は十年までは同じ利子で、その間利子の段階があるわけでございます。従つて一年が最短期間でありますたが、一年といふことは非常にこういう経済情勢で預金者に取りまして長過ぎる。そちらで從来も銀行方面におきましては六ヶ月の定期といふものをやつておるわけであります。従つて私の方といたしましては、むしろもつと前から六ヶ月といふものを新設すべきであつたんだございまが、私の方といたしましては法律に規定されておりますといふような関係上、やはり國会の御審議を願わなくてはなりませんので、今回六ヶ月といふものを新たに作つてやう。従つて一年のも存続されるわけでござります。

○小林勝馬君 次にお伺いしたいのですが、この証券の賣却代金は郵便貯金に組入れるとさつき御説明がありましたが、郵便貯金通帳への記入は請求を待つてやる、請求をしない場合はこれで十年すれば國家の收入になつて没収されることに相成ると思ひますが、この点をどういふふうにおやりになりますか。國民の権利擁護の意味からこの記入を漏さずにもやるべきであると思いますが、請求をせずにも貯金の原簿に記入して置いて、通帳ができたときに記入するものが本当じやないか、かように思います。この点如何でござりますか。

は利子をその後計算いたして、その利子を付けるといふやうな、利子のいわゆる起算の開始月日とすることに規定はいたしましたたるものとする。一應観念的には貯金になつたまゝのとすることに規定はいたしましたたゞれども、事実上は証券の預り証を持つておられる預金者が郵便局にその預り証を御提示になつて、そらして自分の通帳に入れて呉れと記入請求、或いは通常郵便貯金におきましては記入の手続を省きまして全拂して呉れ、全部その代金を欲しいと言われる方には記入の手続を省きまして拂戻証書によりまして拂戻するといふことを後で規定いたしておりますが、そいつた御本店の人の請求がない限りにおきましては、この貯金局におきまして原簿において移替手続を取るといふことが不可能でござりまするので、不可能と申しますより非常に手数を要しまする関係上、御本人の請求を待とうといふことにしたわけでございます。がくいたしましてその本人の請求の権利を十年経ちましたときに、貯金法第二十九條におきまするいわゆる母体である貯金通帳が時効でなくなるという場合には催告いたしますして、そうして二ヶ月経ちましたときにも返事がないという場合には、その貯金は國庫に没入処分になるということになりますが、まあそういうことにしてしまって、大体一枚の額面金額が平均十八円といふよくな証券の整理をするといふことにすれば、そう言つたまゝ御質問は出づに済んだかと思うのですが、まあそういうことにしてしまって、催告の手続を省きまして十年間何回か上、催告の手續を省きまして十年間何回か記入請求或いは拂戻しの請求がない

という場合には、その証券の賣却代金に相当する権利は消滅するということに規定いたしたわけでござります。従いまして母体である貯金帳の時効によることは私共といたしましては御尤も御意見かと思いますが、私達の意向は催告があるじやないか、従いましてこの間片手落であるといふ御質問の出ることは私共といたしましては御尤も非常に手数を要しまするので、そういう催告の手段をなくして十年間で時効にかかるせようということにいたしましたが、勿論預金者の権利がないがしろにするという意味ではありませんので、その際におきましては証券保管という文字が通帳に記入されておりましても、そういった点を十分周知いたしますと共に、貯金局においてはいろいろな方法を以ちまして、本人の記入の請求を早くされるようになりますと手続を取りたいと思つております。

○説明員（加藤桂一君）　御説明申上げます。從來貯金法の第二十九條のいわゆる貯金通帳の時効の催告の關係につきましては、事實上從来催告をいたしましたが、殆んど大部分が住所不明或いはその他の手紙が帰つて参りますといふような關係上、實際におきましては催告といふことが、そう言つては何でありますか、實際上の効果がない。又從いまして從来貯金の通帳の催告ということは、五十銭か一円くらい残して置かれまして何年も抛つて置かれますと、いわゆる睡眠貯金原簿といふものが非常に貯金局に沢山溜ります関係上、こういつたものを一括して計算を合すということを毎月月次決算であるとか、年度決算ということをやりますと、むしろ大部分は住所不明等での關係上、非常に貯金局といたしましてはその処理上不便を感じます關係上、從来この催告ということをやりましたと、むしろ大分は住所不明等での効果がありませんが、たま／＼催告でその本人の方が氣が付かれるというこになりましたよな場合には、又その睡眠貯金原簿から一々処理をしなくてやならんという關係上、戰爭中以來におきましてはこの催告ということを止めまして、事實上現在でも國庫没入処分ということはやつておらんというような現状でございますが、これはまあ別といたしまして、從いまして事務當局といたしましては、ほんの僅かの五十銭か一円というような通帳のものにつきまして一々催告をするといふの二十九條につきましては、將來又委員会におきまして御相談いたしまして、金額等の点につきましては御審議

ですが、今回はそういう整理といたることを重きに置きました関係上、記入の請求欄というものにつきまして催告と條におきます一般的の從來の催告をするという手続からはやや特殊な点を取りかからせようということにいたしましたがでございまして、一應貯金法二十九条におきます一般的の從來の催告を取つたわけでございまして、これは仰せの御趣旨から行きますと、やや片手落としこうことは私共いたしましても分るわけでございますが、動機といたしましてはそういう氣持で一應催告を省いてやらして頂いて非常に事務上は処理がうまく行くといふか、こう言つては甚だあれであります。が、そいつたような氣持から特別の法案にいたしましたわけでございます。従いましてよく御審議の上尙御意見をお伺いいたしたいたいと思ひ次第でござります。

入れるとあります、組入れたときほ
どんな手続をおやりになるのか、又こ
の原簿にどういうふうに御記入になる
のか、それを御説明願いたい。

○説明員(加藤桂一君) それは貯金に
組入れると法律上はござりますが、そ

運ばれなくても、黙つておられて、その貯金原簿に貰却代金が記入されることになりますれば、一番理想的なのであります。ですが、それは御説明いたしますと、貯金原簿といふようなものと、証券原簿といふようなものは全然別個の原簿をなしておりまして、ただそこに關

連性があると申しますると、ただ從來持しておられる証券だけを保管しようとする目的でそこに通帳との関連があるのです。ございまして、従いまして御本人が持つておられます郵便貯金通帳の表面に証券保管という四字の記しが付いておるだけでございまして、結局それはこの証券につきましてはその御本人が持つておられます証券預り証といふものにどういう、例えば五分利公債なら五分利公債のどういつたものだというような鉛柄が書込んでございまして、それに対しまして貯金局におきましては証券原簿といふものを保存しておりますとして、従いまして証券原簿には証券保持者の住所といふものが実は書いてないわけでございまして、従いまして若しこれによりまして催告をするという手段を取ることになりまると、その証券保管証と、それから御本人の持つております通帳を見せて貰いまして、その通帳から手繕りましてその貯金預入申込証といふものを手調べまして、そこに初めて本人の住

所が記載されておりますので、それから
らその住所を手繕つて催告通知をすることになるのであります。が、その証券を
原簿から貯金原簿に全部賣却代金を一
記入することはやつてできないこと
はございませんが、非常な手数と非常
な人員を要します関係上、一應九月一
日から三ヶ月の余裕期間を置きますの
で、九月一日から貯金となつたものと
みなすということでありますけれども、
も、事實上は本人が預り証と通帳を持
つておいでならない限りにおきま
しては、原簿に金幾らと記入されないわ
けで、ずっと残るという恰好になるわ
けでござります。従いまして御本人に金
請求がありまして初めてその原簿に金
幾らということが書かれまして、初めて
て貯金法二十九條に言ういわゆる貯金
ということになつて来る。こういうこ
とであります。

○小林勝馬君 然らばそういうふうな事
件に相成りますと、三ヶ月といふ期間
とをもう少し期限を延長した場合にあ
るは、事務局で何か不都合があるのです
か。

○説明員(加藤桂一君) この三ヶ月と
いうのは、ただ預金者がそういつた時
金に組替えられるのは嫌だ、自分は從
来のままの証券の現物で返して欲し
い、或いは從来のいわゆる賣却の請求
をして、從來通りの賣却で返して欲し
い。こう申される方が三ヶ月の間は大
きい請求をされてよろしいのであります
まして、従いましてこれは三ヶ月を多
少延ばしても私共としても何ら困
ることはないのであります。これは大
体三ヶ月間の余裕期間がありまして、宣
傳をすれば、周知をいたしますわ
ば、そういつた強制するというか、一

方的ななそういう貯金に参加されるといふことは俺は嫌だ、元の証券のままで返して欲しい、或いは從来の賣却をやつて呉れと、こういう希望をする預金者の方はそれで満たされる。それで三ヶ月経つて何ら申出がないときは、一應この私共で保管しておる証券或いは國債の総金額、いわゆる賣却総額は預金部或いは勸業銀行に結局肩代りを受けて、そうしてそれを今度は貯金になつたものとみなすと、いうことになるが、事實上の手続としては預金者が証券の保管上の手続を以て郵便局を通じてお申出にならん限りにおいては、貯金の原簿に金幾らと、例えば一千円なら一千円という金額は記入されない。ただ観念上貯金というものはできたということにはなる。それはこの何の誰がしの財産の實際の金幾らといふ貯金ということにやるということは、そういうことを自動的に自主的にやるといふことは、非常な手数と非常な努力がかかるて、事實上不可能と申上げてもいいと思います。従いまして御本人の申出を待つて初めて記入をされる。早く記入を申出でて頂く、という意味で……それを黙つておられると、又十年すると権利がなくなるというこにいたしたわけあります。これは大いに宣傳いたしまして早く記入を申出でて頂く。御本人の貯金通帳が十年間催告して消えるという際にも、記入の請求があると、その持つておる通帳の証券保管という四字の記を郵便局で抹消するのですから、それを抹消いたされておりませんと貯金局の方ではよく分りますので、まだあなたはそういうふた記入の請求をされておらないじやないかと御注意申上げるということにな

るわけであります。勿論それはいた
さなければならんと思つておりますの
で、事実上の催告を何度もやれるとい
う格好にはなります。又そしたらそ
うと思つております。或いは御本人が利
子の記入の現在高証明を申出でたとき
は、証券保管という文字が抹消されて
おらないときには、まだあなたはこう
いつた手続をお申出にならんのですか
といふことを御注意申上げるというこ
とは、必ず郵便局においてやらしたい
と思つております。

して取りにいらつしやいと親切にも通知を齎しておられる。これは電車質をかけて取りに行くことさえ非常に煩わしいと思つてゐる、かような無駄な手数を官廳は何故お取りになりますかと、非常に御注告を受けて、又非常に考えさせられる問題だと私は考えてゐるのであります、かよな問題もありますので、小額な爲替貯金に關する支拂いに関しては、將來これはこの國民經濟全体の上から見て、電車質にもならぬ、手紙で往復すれば十八円かかつてしまふといつたよう、これらの面から考えまして、或る一定限度以下の貯金の睡眠貯金等のごときは、議会を通して全体の利益のために何らかの方法を講じなければならんとも考えております。これは貯金全体の一般的な問題でござりますので、今回は手続きの運びに至つておりますが、將來の問題といたしましては、貯金局としてはこれらの方に手を染めて、國費の節減を圖る責務があると、かように考えております。さような前の実情などの関係で、全面的に五円前後の債権の催告を法律で又そういう権利を付與し、義務を持たなければならぬといふことは、如何にもどうも煩わしいではないかと、そういうことも手傳つておりますので、かよなことにいたしたわけであります。將來は全面的にその点を研究したいと考えております。

これを特に申添えて置く次第でござります。それから第二條の、整理証券の價格を政令で定めると、いうことに相成つております。御説明がありましたが、どういふらに政令でお定めになるのか、具体的のあれができますたら御説明を願いたいと思います。

○政府委員(村上好君) これは額面價格で買上げるか、或いは時價で買上げるかの問題と不可分の関係があるのであります。時價で買上げればよろしいと思うのであります。かような次第で、これは大藏大臣と通信大臣と協議して決定するということで、初めはそういう案を持つていたのであります。が、それでやはりつきりせんといふことで、結局これは政令を以て定める、時價を定める前提是やはり時價を参考として定めるという建前で、かようないたしたわけであります。

○小林勝馬君 郵務局長が見えたようですから……先程の郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さばき所に関する法律の第一條におきまして、電信、電話の關係も從來郵便切手を以て納付すると聞いて、「印紙の賣さばき人が、當利を目的としない法人でなくなつたとき」ということになつておりますが、當利を

目的とした法人になつてもこれはよいのじやないか、何故に營利を目的とする法人になつたらいいのか、その点を御説明願いたい。

○政府委員（小笠原光義君） 只今の御質問にお答へいたします。初めの御質問につきましては、電氣通信の料金について、只今その方の主管局におきまして今後の電氣通信料金の徵收はすべて現金徵收で行ふことを只今考究しております。従つて切手で取るといらることはなくなるであろう、かようによることであります。仮に万一切手で取るといたしましても、その点は計算を明確にすることが可能であると考えております。第二の問題につきましては、印紙賣捌人については現在もそうでありますか、營利を目的としない法人に認めると、恐らく商工業者を初めとして印紙を必要とする向きは皆賣捌人になることの理由は、若し誰にでも印紙の賣捌人を認めるということにいたしますが、我の方といたしましては、これは大藏省と、當局とも協議いたしまして、現在もさうようにいたしておるのであります。當利を目的としない法人だけに限る印紙の賣捌人に限ります。従いまして印紙の賣捌所における賣捌人が當利を目的としない法人でなくつた場合には契約を解除するというよう立案いたした次第でござります。

ます。この証券保管の問題に關して、この事業の公共性ということを全然考慮に入れないで、そうして今度は証券保管の保管を廢するということをお考ふと、なつておられるようではありますが、それはそれといたしまして、一番ここで問題になつて参りますのは、実は貯金関係の従業員といふのは、私の承認するところによりますと、全國で大体三万三千人、そのうち証券保管の業務に從事しておる従業員は三千八百人といふことであります。今遺信の関係で三万八千人といふ人員が一應予算定員として行政整理の対象になつておるようであります。その証券保管を廢止するということによつて生じて來るところの、現在從事しておる三千八百人という人員に対しても、今度の行政整理といふ問題とどういふうに関連をしておるか、現在もその行政整理の対象になつておる予算定員の削減のうちこの数字が含まれておるかどうか、それから又実際にこの法律が施行されば、この三千八百人の従業員が殆んど仕事がなくなつたというような場合には、改めて現在の行政整理と關係なく、これらの人々に対する整理といふことをお考えになられるのか、それから又若し配置転換といふことをお考えになられるのか、それから又若し配置転換といふことをお考えになつておられるとすれば、果してこれらの人々を配置転換するような條件が國內に整つておるかどうか、これが私共の見方からすれば、現在の行政整理の対象となつておる人々もそうでございますし、それから又その他配置転換によつていろいろと考慮を繞らしておつても、住宅関係その他で以て配置転換ということがなかなかスムースに行かないといふことは、これは大体明確

白な状態でございますが、この上更にこの三千八百人という人々に対しても、他の現在の生活の事情の問題は大臣はどういうふうにお考えになつておられるか、その点を一つこの際はつきり承認をわかつて置きたいと思います。

○國務大臣(小澤佐重軍君) 先ず、行政整理と本法案に基いて自然に生ずる人員の整理とはどういう関係があるかやしないという問題が中心のようですが、それは結果においては或いはこれと関連を持つかも知れませんけれども、行政整理をやるという問題と、行政整理の一環としてこの問題ができたのじやないのです。この問題は今提案趣旨で御説明申上げたように、本来もこうしたことを行つまでもやつておるということですが、國家的に見ても、又預金者に取つて見ても大した利益がないという見地から、こうすることがいいという意味で、勿論独立採算制には関係がありましがれども、やつたのであつて、これらを集めて、その結果行政整理をする、九月末日までにこの法律の成立によつて自然事務の方で簡素化されるといふ形で整理されるかといふような問題は、これは一般の通信従業員と同じことでありまして、別にこの保険の方であるからどうこうといふようなことは、特段の何か聞きを持つて考えては

いません。いませんが、今お話を一点
にもあつたように、私の考え方として
は、自分の意思に反して職を失うとい
うようなことは人間の中の一番不幸
なものであると考えておりますから、
できるだけそうした人を少くするとい
うことが一番の目標であります。であ
りますから、たび々話したように、
私は非常に郵便事業の完全な運行から
見れば、可なり不自由しておりますよ
うし、又見ようによつては、その一部
の人間の労働強化というか、まあ労働
強化とは言えないでしようが、そりい
うことも言えば言えないことはないよ
うな状況で、三人の定員を二人でやつ
ておるといふことが現在あるのであり
ます。結論においては一人でもいわゆ
る自分の意思に反して退職する人がな
いようにという考え方、又労働組合の方
でもそういう措置に對しては、むし
ろ協力する姿で現在おるのであります。
す。でありますから、私の考え方として
は最終的には一人でも少なくするとい
う考えの下に臨んでおりますから、今
お話のように、仮に賃金事務が少なく
なつて、ここから五百人でも三百人で
も節約できればその方に向けて、同時
にそこに新らしい定員に基いて欠員が
ないというような場合においては、で
きるだけ余剰人員を配置転換で行く、
こういう場合に直ちに起る問題は住宅
問題であつて、同時にその職員の住宅
問題といふものは重大な問題で、東京
の眞ん中にある事務所に余剰人員がで
きたから、これを名古屋に持つて行く
といふようなことは事実上困難であり
まして、本局、本省に余剰があつた場
合には、どうだ麹町の郵便局、四谷の
郵便局に空きがあるからこつちの方へ

解を得てそつちの方へ廻つて貰い、又特に本省に、或いは本局に未練があるというような場合には、本省、本局に欠員が生じた場合には優先的に元へ戻してやるというようなことで配置交換をしようと思つておりますし、これに對しては全通の幹部の諸君も了解され、今後盡力することを誓つております。でありますから、私の氣持はどこまでも一人でも少なく、本人の意思に反した行政整理がないことを望んでおります。その結論において現実に何人できるかということは今予想ができないが、最終目的はそういう氣持で進んでおります。

するその後の人員整理の問題、或いは配置転換に関する現在の状況を承わつて見たいと、かよろに存じます。

○政府委員(村上好君) 只今の御質問にお答えいたします。福井貯金支局の廩局の問題について、廩局後今日に至るまでの経過について御説明いたしますが、廩局をいたしまして、その後直ちに金沢支局に移しまして、貯金事務だけは二十四年の七月までにあそこで残置して事務を執らせるという建前にして進行いたしましたのであります。その後從事員は、尙ほの当時の遞信省の方針は、一人も積極的にこつちから首を切るとか、整理するということがな

相当出て参りまして、これは自発的に辞めるのでありますから、これはその辞表を受理して依願免の形を取つて処理をいたしました。かようにして二百四十名の従事員が、現在残つておるのは、只今お詫の百名前後と考えております。これらの者も遂次只今申上げましたような宿舎の準備のあるところで、本人の希望する向きはそこに転勤をするように懇意をしております。それから尙まだ貯金事務は全部依然として元の福井支局で取扱つております。これの移転に従いまして、早晚金沢に移さなければならぬと考えておりますが、それまでは未だその身分について辞職を強要したというようなことは

は廃止すべきでない、という結論が國会をして出たわけあります。それに対するいろいろな事情があつたかも知れませんが、一應國会のそういう全体の意見といふものが示されたという形において、特に附帶的には分室のよろな形でもいいから存続すべしという意見まで付けておつた筈であります。そういう点までも完全に無視されたといふ形になりますと、実は國会のそういう意見といふものが、もう政府によつては一片の考慮も加えられずに破棄せられたといふ結果に陥つておる狀態でございますが、一体そういうふうにまで國会の意見といふものを無視しなければならなかつた事情は一体どこにある

いてはあの当時にすでに御了解が成立しておるようだという御説明でござりますが、ちよつとその点は私とちよつと当時の記憶が食違つておるようですが、ざいますが、その点についてもう少し明確にもう一度この席上から当時の主なる事情だけでも結構ですから御説明願いたいと存ずるわけでございます。

○政府委員(村上好君) 福井支局を廢局しなければならないというこの動機につきましては、その当時縷々御説明を申上げたように、福井支局は元々戦時中に原簿所管の意味を以て金沢支局から福井県下のものとしてあそこに移して支局というものを作り、その後戦争が終戦と相成りまして、貯金事業全

○千葉信君 只今の大臣の行政整理に関するお考えに関連のある問題でござりますが、実は第三國会で福井貯金支局の存置に對する請願が採択されまして、當時といたしましては廃止すべきではないといふ結論が出たことはこれ御承知の通りでございます。その後で私共同じく通信委員会の席上におきましても、当時の大臣のお話をその後で承わつたときには、どうも存置といふことはむづかしい、併しながらできることは、だけ従業員に対して首振りであるとか、配置転換といふ方向を避ける意味で、分局とという形でもいいからこれを存置したいという御意見がございました。その後承りますと、現在福井貯金支局に約百人程度の従業員だけが残りまして、残余の従業員はそれ／＼他の地方に配置転換をし、或いは本人の意思に反して退職せしめられたといふような形に事實上追い込まれた従業員も可なりあつたようになりますが、この福井貯金支局の廃止に關

く、従業員は全部建前として本人の希望があればその任地に配置転換する、それから希望によって退職する者は退職をしそれから地元で貯金局系統以外のところに若し欠員があればそこに配置転換をし、尙最後に欠員がなくともうしても消化に困つたというときは、現地で貯金関係以外のものに定員外として配属させる、それで欠員ができれば自動的にその人が定員に入つて仕事ををさせるようになります、建前で参つて來たのであります、その後転勤を希望する者が相当出て参り、転勤を希望する者に対しては、先ずこちらとしては、その者が任地でできるだけ宿舎に着ええないよう考慮する。本人が親戚に行くような場合にはこれは別ですが、そうでない場合には宿舎を役所の方で考慮してやるという建前を取つておるのであります。概ね転勤した者は役所の方の手で宿舎を十分準備して、それで転勤の命令をしたような次第であります。又自発的に辞める者も

ございません。本人が辞めるといふよ
うな希望の者が相當あるようではあります。それから尙この辞めるという者についても、今度の一般的な行政整理の問題もありますので、その一般的な行政整理の退職の條件がよければ、それに従うのが本人のためにいいと考えますので、その一般的なやつが決定してから発令したいと考えておりますのも相当ございます。大体現在のところは以上の通りであります。

○千葉信君 只今の貯金局長の御説明で一現現在の状態はつまびらかにされましたけれども、実はあの福井貯金支局を廃止すべきでないという結論は、御承知のように参議院におきましては委員会も通過いたしましたし、それから本会議をも大体全会一致という形で通過をいたしております。従いまして国会の立場から言いますと、あの問題は労働問題の一環であるといふばかりでなく、もう一つは貯金事業の發展のためという見地からも、福井貯金支局

○政府委員(村上好君) 福井貯金支局を廃止して分室という形を存続させるることは非常に無理であるということの御説明、それから御了解を得ることについても申上げたと私は了承いたしておりますのであります。私共はあれどその間の御了解は得ておるものと考えております。さように考えておるわけであります。

○千葉信君 只今のお話では、当委員会として大体降臨通信大臣のその当時の説明によつて了承したといふような御説明でござりまするけれども、あの御説明のときにも、私共は何とかして院議を尊重する方向に副いたいといふ御努力しておるという、こういう御説明だつた筈でございまして、又我々もそういう限りにおいて了解していた筈でございます。併し只今承わつておりまするというと、もうこの問題につ

体として戦争時代の所管のためにやつたいろいろな施設、戦時中に講じた特殊な施設等は漸次整理せねばならない。そういう、そういう状態、事情に置かれているのであります。かような動機から、もとより金支局を金沢に持つて来るということは、元の状態に復するということなんであります。元の状態に復するということになれば、従つて分室としても置く必要はないといふことに相成るのでございます。かよくな意味で若し分室として残すならば、何も福井支局を廃止する必要がないといふことに相成るのであります。福井支局を廃止するということにした以上は、分室で同じ建物で同じ人間で事務を扱つておるということは、廃止したということが何らの意味もなくなると、かよくな関係にありますので、分室で存置するということもこれは非常に無理なことであるということを申上げたと、私は考へておるのであります。

いてはあの当時すでに御了解が成立しておりますようだといふ御説明でござりますが、その点についてもう少しあつたが、ちょっとその点は私とちよつと當時の記憶が食違つておるようございまして、もう一度この席上から当時の主なる事情だけでも結構ですから御説明願いたいと存ずるわけでございます。

○政府委員(村上好君) 福井支局を廢局しなければならないといふこの動機につきましては、その当時縷々御説明を申上げたように、福井支局は元々戦時中に原簿所管の意味を以て金沢支局から福井県下のものとしてあそこに移して支局というものを作り、その後戦争が終戦と相成りまして、貯金事業全體として戦争時代の所管のためにやつたいろいろな施設、戦時中に講じた特殊な施設等は漸次整理せねばならないという、そういう状態、事情に置かれかれておるのであります。かような動機からいたしまして、福井貯金支局を金沢に持つて来るということは、元の状態を復するということなんであります。元の状態に復するということになれば、従つて分室としても置く必要はないといふことに相成るのでござります。かような意味で若し分室として残すならば、何も福井支局を廢止する必要がないということに相成るのであります。福井支局を廢止するということになりました以上は、分室で同じ建物で同じ人間で事務を扱つておるということは、廢止したということが何らの意味もなくなると、かような関係にありますので、分室で存置するということをすることは非常に無理なことであるといふことを申上げたと、私は考えておるの

○千葉信君 私のお尋ねしておること

は、先程申上げたように、あの請願といふのは一應國会の全体の結論といふ形において存置すべきだという請願が通つておるわけであります。従つて私のお尋ねしておるのは、そういう國会の意見といふものを無視しても、尙且つ只今御説明あつたような当時の通信省の考え方というものを、そのまま固執しなければならなかつたという原因は一体どこにあつたか。

○政府委員(村上好君) 私から申上げるまでもないのですが、形式は請願として出ておるのでありますし、請願でありますから、その扱いは政府としてもその扱いをしておるわけであるのでございます。それから参議院ではその請願は採択されたのでございますが、衆議院におきましてはその反対の立場を取つておられたのでございます。それでかような状態になりますと、参議院はこうである、衆議院はそれの反対であつたということになる

と、政府としてはそれでは國民全体の総意はどこにあるかといふようなことも考へなければならぬので、すでに政府の方針としては魔局を決定いたしまして、官報に告示して、十でにそれの事務を行つたのでございまして、これを又溯及して取消すということは、これは又非常に重大な問題になりまして、衆議院と参議院との関係がそろそろよくなつておるものも勘案いたしまして、参議院の御意向は十分に斟酌いたしましたのであります。かような措置を進行せざるを得なくなつたような次第であります。

○委員長(大島定吉君) 時間も経過いたしましたので、この程度で散会した

いと思ひますが、散会に先立ちまして

一言大臣に私お伺いしたいのですが、この各法律を施行するについて特に費用がかかるかどうかということをお聴きたいと思ひます。

○國務大臣(小澤佐重喜君) この法律はこの程度で散会いたします。尚、次の委員会は明日後日一時から開会いたします。

午後三時三分散会

出席者は左の通り。

委員長 大島 定吉君

委員 理事

國務大臣	中村 正雄君
通信大臣	下條 深水 千葉
政府委員	小林 勝馬君
(通信事務官)	加藤常太郎君
(郵政局長)	松嶋 喜作君
(通信事務官)	武藤 嘉一君
(財金局長)	小笠原光壽君
(通信事務官)	岡井彌三郎君
説明員	村上 好君

一、郵便爲替法及び郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

四月二日本委員会に左の事件を付託された

第一條 郵便爲替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のよう

改正する。

第六條に次の二項を加える。

外國郵便爲替に関する料金は、條約に規定する料金をこえない範囲において、内閣総理大臣及び郵政大臣が、命令でこれを定める。

第二條 郵便振替貯金法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のよう

に改正する。

第六條に次の二項を加える。

外國郵便振替貯金に関する料金は、條約に規定する料金をこえない範囲において、内閣総理大臣及び郵政大臣が、命令でこれを定める。

第三條に付託された。

この法律は、昭和二十四年六月一

日から施行する。

四月四日予備審査のため、本委員会に

左の事件を付託された。

第一、郵便法等の一部を改正する法律案

郵便法等の一部を改正する法律案

円を超える千円又はその端数ごとに

三円を三十円に加えた金額

第六十條第三項中「十五円」を「二

十円に改める。

第六十一條第三項中「三十円」を

「四十五円」に改める。

第六十二條第四項及び第六十三條

第三項中「三十円」を「四十五円」に、

「十五円」を「二十三円」に改める。

第六十四條第三項中「五千円」を

「五万円」に、同條第四項中「三十円」

を「四十五円」に改める。

第六十六條第三項中「三十円」を

「四十五円」に改める。

第六十八條第二項中「四百円」を

「六百円」に改める。

第二條 郵便貯金法（昭和二十一年法

律第百四十四号）の一部を次のよう

に改正する。

第三條 郵便貯蓄法（昭和二十三年法

律第五十九号）の一部を次のように

改正する。

第二十一條第二項、第三十二條第

三項及び第三十三條第二項中「四十円」

を「十円」に改める。

第四條 郵便貯蓄金法（昭和二十三

年法律第六十号）の一部を次のよう

に改正する。

第八條第四項中「五円」を「二十円」

に改める。

第二十七條第四項中「四円」を「三

十五円」に改める。

第三十五條第六項、第四十六條第

二項及び第四十九條第二項中「四円」

を「十円」に改める。

附 則
この法律は、公布の日から起算し五

日を経過した日から施行する。

四月二十一日予備審査のため、本委

員会に左の事件を付託された。

一、郵便年金法案

郵便年金法案

郵便年金法

印紙税を課さない。印紙税を課さない。

第二章 契約

（年金契約）

第五條 郵便年金契約（以下「年金契約」という。）においては、國が年金契約者又は第三者の生存についてその者に年金を支拂うことを約し、年金契約者が國に年金を支拂うことを約するものとする。

2 前項の年金契約においては、年金支拂の事由が発生した日から一定の期間内に年金受取人が死してなおその残存期間中年金受取人の指定した者又は年金受取人の指定した者に繼續して年金を支拂うことを約することができる。

3 年金約款は、官報で公示しなければならない。

（第三者的利益享受）

第七條 年金受取人、第五條第二項の規定により年金を受け取るべき者（以下「年金継続受取人」という。）又は第二十八條若しくは第二十九條の規定により返還金を受け取るべき者は、年金受取人の代表者であるときは、その第三者は、当然年金契約の利益を受ける。

（契約関係者の代表者）

第八條 同一の年金契約につき年金契約者、年金継続受取人又は返還金受取人が数人あるときは、それらの者は、各代表者一人を定めなければならぬ。この場合には、その代表者は、当該年金契約につき、それぞれ他の年金契約者、年金継続受取人又は返還金受取人を代理するものとする。

（定期年金）

第十三條 定期年金とは、年金受取人が年金支拂開始年齢に達した日から一定の期間、年金受取人の生存中に限り、年金の支拂をするものをいう。

（年金額）

第十四條 年金の額は、年金受取人一人につき年額十二万円をこえてはならない。

（年金の額）

2 年金の額は、年金契約一件につき年額六千円以上でなければならない。

（年金の額）

十 剰余金の分配に関する事項

2 年金約款は、簡易生命保険郵便年金事業審議会の議を経て、郵政大臣が定める。

（年金の種類）

第十條 郵便年金は、保証期間附即時終身年金（以下「保証即時年金」といいう。）保証期間附する保証終身年金（以下「保証すべき年金」という。）及び定期年金とする。

（保証即時年金）

第十一條 保証即時年金とは、年金契約の効力が発生した日から年金受取人の死亡に至るまで年金の支拂をする外、一定の期間内に年金受取人が死亡したときは、その残存期間中年金継続受取人に繼続して年金の支拂をするものをいう。

（定期年金）

第十二條 保証すべき年金とは、年金受取人が年金支拂開始年齢に達した日からその死亡に至るまで年金受取人が死亡したときは、その残存期間中年金継続受取人に繼続して年金の支拂をするものである。

（定期年金）

第十三條 定期年金とは、年金受取人が年金支拂開始年齢に達した日から一定の期間、年金受取人の生存中に限り、年金の支拂をするものである。

（定期年金）

（年金の種類）

第十五條 挂金は、左の基礎によつて

できる。

（掛金計算の基礎）

（年金の種類）

計算する。

一 保証即時年金及び保証すえ置年金にあつては、男子については昭和十一年内閣統計局の発表した第五回生命表の男子死亡率からその百分の二十を減じて作成した死亡生残表、女子については同表の女子死亡率からその百分の三十を減じて作成した死亡生残表。

定期年金にあつては、昭和十一年内閣統計局の発表した第五回生残表、男子については同表の男女死亡率からその百分の三十を減じて作成した死亡生残表。

定期年金にあつては、昭和十一年金約款で定める予定利率。

二 年金約款を一時に拂い込む年金契約

三 捐金を一時に拂い込む年金契約

三にあつては、前二号により計算した純捐金の額の百分の十に相当する額をこえない額、捐金を分割して拂い込む年金契約にあつては、前二号により計算した純捐金の額の百分の十五に相当する額をこえない額による附加掛金。

(積立金計算の方法)

第十六條 年金受取人のために積み立てるべき金額は、前條の基礎によつて、純保険料式で計算する。

(契約の成立及び効力の発生)

第十七條 年金契約は、その申込を承諾したときは、申込の日において成立したものとみなし、且つ、その日から効力を生ずる。

(年金証書及び標準約款)

第十八條 年金契約の申込を承諾したときは、年金証書を作成し、これを年金契約者に交付する。

2 年金証書には、左の事項を記載することを要する。

一 年金の種類

二 保証すえ置年金及び定期年金に

あつては、年金支拂開始年齢

三 保証即時年金及び保証すえ置年金にあつては、第十一條又は第十

二條の規定により年金継続受取人

に継続して年金の支拂をすべき期

間

四 定期年金にあつては、年金支拂

五 年金額

六 捐金の額及びその拂込の方法

七 年金契約者の氏名又は名称

八 年金受取人の氏名、生年月日及

び男女の別

九 年金契約の効力発生年月日

十 年金証書作成の年月日

三 年金約款のうち左に掲げる事項

(標準約款)は、年金証書に記載しなければならない。但し、年金証書に記載することに代え、これを記載した書面を年金証書に添附することを妨げない。

一 捐金拂込猶予期間に関する事項

三 返還金の支拂に関する事項

二 年齢の錯誤に関する事項

四 年金契約者等に対する貸付に関する事項

五 剰余金の分配に関する事項

(契約の失効)

第十九條 年金契約者が捐金を拂い込まないで年金約款の定める拂込猶予期間を経過したときは、年金契約は、その効力を失う。

(捐金拂清年金契約)

第二十條 年金契約者は、前條の規定にかかわらず、同條の拂込猶予期間経過後三箇月以内に限り、年金約款の定めるところにより、その年金契約を捐金拂清年金契約に変更することができる。

金の拂込)

(年金契約者破産の場合における拂

きは、前二項の規定を準用する。

(未拂年金の受取人)

第二十一條 年金受取人が第三者であ

る場合において、年金契約者が破産の宣告を受けたときは、國は、年金受取人に對して捐金の拂込を請求す

ることができる。但し、年金受取人がその権利を放棄したときは、この

者が支拂を受けるべき年金でまだ限りがない。

(無指定の場合の年金継続受取人)

第二十二條 年金受取人の指定した年

金継続受取人がないとき(年金受取人の指定した年金継続受取人が死亡し更に年金継続受取人の指定がない場合を含む)は、年金受取人の配偶者(届出がなくても事實上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに年金受取人の死亡當時年金受取人の扶助によつて生計を維持していた者及び年金受取人の生計を維持していた者を年金継続受取人とする。

年金継続受取人(年金継続受取人が死亡した場合には、次順位の年金継続受取人)

第十一條又は第十二條の規定により年金継続受取人に継続して年金の支拂をすべき期間内に年金受取人が死亡した場合は、年金継続受取人(年金継続受取人が死亡した場合には、次順位の年金継続受取人)

第十一條又は第十二條の規定により年金継続受取人に継続して年金の支拂をすべき期間内に年金受取人が死亡した場合は、年金継続受取人(年金継続受取人が死亡した場合には、次順位の年金継続受取人)

第三条の事由が発生した後に限り、年金継続受取人を指定し、又はその指定を変更することができる。但し、年金受取人が指定の変更をしない旨の意思を國に對して表示したときは、この限りでない。

第二十六條 年金受取人は、年金支拂の事由が発生した後に限り、年金継続受取人を指定し、又はその指定を変更することができる。但し、年金受取人が指定の変更をしない旨の意思を國に對して表示したときは、この限りでない。

第二十七條 年金受取人の死亡又は年金契約の解除、失効若しくは変更の場合は、返還金受取人は、年金約款の定めるところにより、左の各号の区分に従い、当該各号に定める額の返還金の支拂を請求することができる。

後において保証期間内に死亡したときは、前二項の規定を準用する。

(未拂年金の受取人)

第二十三條 年金受取人は又は年金継続受取人が死亡した場合において、そ

の支拂を受けなかつたものは、左

の各号の区分に従い、当該各号に定めるべき年金でまだ

の者が支拂を受けるべき年金でまだ

の者が支拂を受けなかつたものは、左

の各号の区分に従い、当該各号に定

められたもの(届出がなくても事實上婚姻關係と同様の事情に入つた者を含む)及び年金受取人の子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつてその親族關係の消滅したものは、年金継続受取人となることができない。

第二十四條 年金契約者は、年金受取人の同意を得て、第三者に年金契約に因る権利義務を承継させることができない。

(年金契約者の地位の法定承継)

第二十五條 年金契約者が死亡した場

合において、その者に相続人がないときは、年金受取人が、年金契約者の年金契約に因る権利義務を承継す

ができない。

(年金契約者の地位の法定承継)

第二十六條 年金受取人は、年金支拂

の事由が発生した後に限り、年金継

続受取人を指定し、又はその指定を

変更することができる。但し、年金

受取人が指定の変更をしない旨の意

思を國に對して表示したときは、こ

の限りでない。

第二十七條 年金受取人の死亡又は年

金契約の解除、失効若しくは変更の

場合は、返還金受取人は、年金約

款の定めるところにより、左の各号

の区分に従い、当該各号に定める額

の返還金の支拂を請求することができる。

第三項の規定を準用する。

(年金契約者の地位の任意承継)

第二十四條 年金契約者は、年金受取人の同意を得て、第三者に年金契約に因る権利義務を承継させることができない。

第二十五條 年金契約者が死亡した場

合において、その者に相続人がないときは、年金受取人が、年金契約者の年金契約に因る権利義務を承継す

ができない。

(年金契約者の地位の法定承継)

第二十六條 年金受取人は、年金支拂

の事由が発生した後に限り、年金継

続受取人を指定し、又はその指定を

変更することができる。但し、年金

受取人が指定の変更をしない旨の意

思を國に對して表示したときは、こ

の限りでない。

第二十七條 年金受取人の死亡又は年

金契約の解除、失効若しくは変更の

場合は、返還金受取人は、年金約

款の定めるところにより、左の各号

の区分に従い、当該各号に定める額

の返還金の支拂を請求することができる。

第二十七條 年金受取人の死亡又は年金契約の解除、失効若しくは変更の場合は、返還金受取人は、年金約款の定めるところにより、左の各号の区分に従い、当該各号に定める額の返還金の支拂を請求することができる。

第二十八條 年金契約者は、前條の規定にかかわらず、同條の拂込猶予期間経過後三箇月以内に限り、年金約款の定めるところにより、その年金契約を捐金拂清年金契約に変更することができる。

<p>一 年金受取人が死亡した場合 保証すべき年金であつて年金支拂の事由が発生する前のものについては、死亡の日までに拂い込むべき掛け金に相当する額とこれに対する複利計算による年二分の利息に相当する額との合計額とこれに対する複利計算による年二分の利息に相当する額との合計額から、変更後の年金契約について当初から変更の日までに拂い込むべきであつた掛け金の額とこれに対する複利計算による年二分の利息に相当する額との合計額を差し引いた残額の百分の九十に相当する額以上の額で年金約款で定める額</p> <p>定期年金につては、年金契約の変更の日までに拂い込むべき掛け金に相当する額から、変更後の年金に相当する額から、変更後の年金契約について当初から変更の日までに拂い込むべき掛け金の額の百分の九十に相当する額以上の額で年金約款で定める額から解説の日までに支拂るべき年金の額を差し引いた残額</p> <p>二 年金契約が解除され、又は失効した場合 保証即時年金につては、拂い込まれた掛け金の額の百分の八十に相当する額以上の額で年金約款で定める額から解説の日までに支拂るべき年金の額を差し引いた残額</p> <p>保証すえ置年金につては、年金契約の解説又は失効の日までに拂い込むべき掛け金に相当する額と百分の九十に相当する額以上の額で年金約款で定める額から解説の日までに支拂るべき年金の額を差し引いた残額</p> <p>定期年金につては、年金契約の変更の日までに拂い込むべき掛け金の額の百分の八十に相当する額以上の額で年金約款で定める額から解説の日までに支拂るべき年金の額を差し引いた残額</p> <p>定期年金につては、年金契約の解説又は失効の日までに拂い込むべき掛け金の額の百分の八十に相当する額以上の額で年金約款で定める額から解説の日までに支拂るべき年金の額を差し引いた残額</p>

<p>三 年金契約が変更された場合 第一項の指定又はその変更は、國に通知しなければ、これをもつて國に引いた残額</p> <p>三年金契約が変更された場合 第一項の指定又はその変更は、國に通知しなければ、これをもつて國に引いた残額</p> <p>3 第二十九條 年金契約者が返還金受取人には、第二十六條第三項の規定を準用する。 (無指定の場合の返還金受取人)</p> <p>第二十九條 年金契約者が返還金受取人を指定しないときは、年金契約者の指定した返還金受取人が死亡し更に返還金受取人を指定しない場合を含むときは、年金受取人(年金継続受取人)が年金の支拂を受けるに至つた後にあつては、死亡の日までに支拂うべき年金の額を差し引いた残額</p> <p>4 第三十條 年金又は返還金を受け取るべき権利は、差し押えることができない。但し、年金については、そのことの二分の一に相当する額が一万二千円をこえるときは、その額が五万円をこえるときはそのことの二分の一に相当する額については、この限りでない。</p> <p>(差押禁止)</p> <p>第三十四條 年金又は返還金を受け取るべき権利は、差し押えることができない。但し、年金については、そのことの二分の一に相当する額が一万二千円をこえるときは、その額が五万円をこえるときはそのことの二分の一に相当する額については、この限りでない。</p> <p>2 第三十一条 年金が年金約款の定めるところにより年金契約者に対して貸付をした場合において、年金契約者が貸付金の弁済をしないで弁済期後四年を経過したときは、國は、年金契約の規定による返還金支拂の事由(前條の規定により年金契約の変更に因る返還金を支拂う場合を除く。)が発生するまでは、返還金受取人を指定し、又はその指定を変更することができる。但し、年金契約者の指定した返還金受取人が第三者である場合において年金契約者が指定の変更をしない旨の意思を國に対して表示したときは、この限りでない。</p> <p>2 第三十二条 年金契約者は、前項の指定又はその変更により年金受取人以外の第三者を返還金受取人とすることは、年金契約が無効である場合には、年金契約者が年金受取人又は年金継続受取人にこれを分配する。(掛け金の返還)</p> <p>第三十二條 年金契約の全部又は一部が無効である場合には、年金契約者が善意で且つ重大な過失のないときは、年金契約者は、当該権利義務を承継するものとする。</p> <p>2 第三十三条 年金の承継は、國に通知しなければ、これをもつて國に對抗することができる。</p> <p>(控訴支拂)</p> <p>第三十四条 年金、返還金、剩余金又は一部の返還を請求することができる。</p>
--

<p>第三十五条 年金支拂の事由が発生する前に年金契約者が破産の宣告を受けた場合(年金契約者以外の者を返還金受取人とする)。</p> <p>(年金受取人の介入権)</p> <p>第三十六条 年金が年金約款の定めるところにより年金契約者に対して貸付をした場合において、年金契約者が貸付金の弁済をしないで弁済期後四年を経過したときは、國は、年金契約の規定による返還金支拂の事由(前條の規定により年金契約の変更に因る返還金を支拂う場合を除く。)が発生するまでは、返還金受取人を指定し、又はその指定を変更することができる。但し、年金契約者の指定した返還金受取人が第三者である場合において年金契約者が指定の変更をしない旨の意思を國に対して表示したときは、この限りでない。</p> <p>2 第三十七条 年金、返還金、貸付金、剩余金又は年金契約者に返還する掛け金を支拂う場合において、當該年金契約に開示未拂金、貸付金その他の國が弁済を受けるべき金額があるときは、支拂金額からこれを控除する。</p> <p>(正規の支拂)</p> <p>第三十七條 年金、返還金、貸付金、剩余金又は年金契約者に返還する掛け金をこの法律及び年金約款に定める手続によつて支拂つたときは、その支拂は有効とする。</p> <p>第三十八條 年金約款の改正は、既に存する年金契約に對してその効力を及ぼさない。</p> <p>2 第三十九條 年金約款を改正する場合において、年金契約者、年金受取人、年金継続受取人及び返還金受取人の全体の利益を保護するため取扱いの全體の効力を認めると認めるときは、前項の規定にかかわらず、既に存する年金契約についても、剩余金の分配に関する事項を除いて、將來に向かつてその改正の効力が及ぶものとすることができる。</p> <p>2 第四十條 年金契約者、年金受取人、年金継続受取人又は返還金受取人が、郵便年金の契約上の権利義務に關する事項について、國を被告として民事訴訟を提起するには、簡易生</p>
--

<p>第三十九條 年金、返還金及び剩余金の支拂義務並びに掛け金の返還義務は五年、掛け金の拂込義務は一年を経過したときは、時効に因つて消滅する。</p> <p>(時効)</p> <p>第三十條 年金、返還金及び剩余金の支拂義務並びに掛け金の返還義務は五年、掛け金の拂込義務は一年を経過したときは、時効に因つて消滅する。</p> <p>第三十一條 郵便年金事業の經營上剩余金を生じたときは、年金約款の定めるところにより年金受取人とするには、年金契約者が無効である場合において、年金契約者が年金受取人又は年金継続受取人にこれを分配する。(掛け金の返還)</p> <p>第三十二条 年金契約の全部又は一部が無効である場合には、年金契約者が善意で且つ重大な過失のないときは、年金契約者は、当該権利義務を承継するものとする。</p> <p>2 第三十三条 年金の承継は、國に通知しなければ、これをもつて國に對抗することができる。</p> <p>(控訴支拂)</p> <p>第三十四条 年金、返還金、剩余金又は一部の返還を請求することができる。</p>

命保険郵便年金審査会（以下「審査会」という。）の審査を経なければならぬ。

2 年金契約者、年金受取人、年金継続受取人又は返還金受取人が審査請求書を審査会に提出した後六箇月を経過しても審査会が裁決をしないときは、前項の規定にかかわらず、その審査請求書を提出した者は、民事訴訟を提起することができる。

3 第一項の審査請求書を提出した者が前項の規定により民事訴訟を提起したときは、審査会は、当該審査請求につき審査をしない。

（審査の手続）
第四十一条 前條の審査については、简易生命保険法（昭和二十四年法律第二号）第五十六条及び第五十九号（以下「旧法」という。）は、廃止する。

4 この法律の規定（第十條から第十九條までの規定を除く。）は、この法律施行前の郵便年金契約についても適用する。

5 この法律施行前の郵便年金契約に係る年金の種類、掛金及び年金受取人のために積み立てるべき金額の計算の基礎並びにこの法律施行前の郵便年金契約で隨時に掛金の拂込をするべきものの拂込に関しては、

（第三十四条）

第三十四条（小切手の預入） 持參人拂

第三十五条（有價証券）を「小

切手」に改める。

第三十六条（三年）を「二年」

に改める。

第三十七条（一年）を「六

箇月」に改める。

第三十八条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第三十九条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第四十条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第四十一条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第四十二条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第四十三条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第四十四条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第四十五条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第四十六条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第四十七条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第四十八条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第四十九条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第五十条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第五十一条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第五十二条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第五十三条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第五十四条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第五十五条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第五十六条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第五十七条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第五十八条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第五十九条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第六十条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第六十一条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第六十二条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第六十三条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第六十四条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第六十五条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第六十六条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第六十七条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第六十八条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第六十九条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第七十条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第七十一条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第七十二条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第七十三条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第七十四条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第七十五条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第七十六条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第七十七条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第七十八条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第七十九条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第八十条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第八十一条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第八十二条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第八十三条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第八十四条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第八十五条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第八十六条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第八十七条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第八十八条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第八十九条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第九十条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第九十一条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第九十二条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第九十三条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第九十四条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第九十五条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第九十六条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第九十七条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第九十八条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第九十九条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百〇〇条（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百〇一（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百〇二（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百〇三（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百〇四（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百〇五（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百〇六（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百〇七（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百〇八（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百〇九（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百一〇（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百一十一（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百一十二（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百一十三（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百一十四（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百一十五（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百一十六（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百一十七（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百一十八（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百一十九（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百二十（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百二十一（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百二十二（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百二十三（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百二十四（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百二十五（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百二十六（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百二十七（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百二十八（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百二十九（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百三十（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百三十一（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百三十二（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百三十三（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百三十四（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百三十五（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百三十六（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百三十七（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百三十八（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百三十九（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百四十（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百四十一（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百四十二（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百四十三（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百四十四（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百四十五（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百四十六（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百四十七（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百四十八（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百四十九（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百五十（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百五十一（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百五十二（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百五十三（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百五十四（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百五十五（整理証券）を「小

切手」に改める。

第一百五十六（整理証券）を「小

額が郵便貯金通帳に記入されなくて
も、その拂もどしをすることができる。

2 前項但書の規定による拂もどしの
請求は、郵便局に、当該証券整理貯
金が組み入れられた通常郵便貯金の
郵便貯金通帳を提示し、且つ、当該

整理証券の証券保管証又は証券保管
通帳（証券保管証又は証券保管通帳
を亡失したときはその事由書）を提
出してするものとする。

3 第一項但書の規定による拂もどし
金の拂渡は、郵便局において、地方
貯金局の発行する拂もどし証書と引
換にする。

第五條 昭和三十四年八月三十一日ま
でに第三條第一項の規定による記入
の請求又は前條第一項但書の規定に
よる拂もどしの請求がないときは、
証券整理貯金についての預金者の権
利は、その時において消滅する。
(郵便貯金法の適用)

第六條 第三條第一項の規定による記
入の請求は、郵便貯金法第二十九條
第一項の規定について、貯
金の預入とみなす。

附 则

1 この法律は、昭和二十四年六月一
日から施行する。

2 郵便貯金法の一部を次のように改
正する。

第六十五條「その他の証券を削る。

第六十五條(保管証券) 第九條に規定
する取扱をする國債証券は、昭和二
十三年四月一日以後の發行に係る國
債証券で額面金額千円以上のものに
限る。

第六十八條第一項中但書を削る。

四月三十日本委員会に左の事件を付
託された

一、佐賀電話局の電話交換方式変更及
び局舎建設に関する陳情（第七百四
十六号）

一、長崎縣壱岐郡田河町八幡に無集配
郵便局設置の請願（第七百五十九号）

一、奈良縣天川村川合無集配特定郵便
局を集配局とするの請願（第七百九
十四号）

一、福島縣赤井無集配特定郵便局を集
配局とするの請願（第八百六号）

一、福島縣閑柴村に特定郵便局設置の
請願（第八百二十一号）

一、枕崎郵便局無線分室敷地等拂下げ
に関する陳情（第二百八十号）

一、簡易生命保険及び郵便年金積立金
運用再開に関する陳情（第二百九十
八号）

一、枕崎郵便局無線分室敷地等拂下げ
に関する陳情（第二百八十号）

し、昭和二十三年度において局舎を建
築の予定であったが、遂にその実施を
見るに至らなかつたのである。しかし
て、当市の架設希望者は相当数に上
り、交換機の収容余力のないため、數
年前より申込受理は中止され、局舎が
新築されない限り、一台の増設も許され
ない現状であるから、地方一般の不便
の緩和と経済再建促進助成のため、一
日も早く自動式電話交換方式に変更並
びに局舎建築を図られたいとの請願。

おいて用を足すという実情で、経済
的、時間的にも不便が大きいから、本
村に特定郵便局を設置せられたいとの
請願。

五百日受理 遠信委員会

枕崎郵便局無線分室敷地等拂下げに開
く陳情

第三百十一号 昭和二十四年四月十九日受理 通信委員会 簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する陳情(五通)

陳情者 兵庫縣志築郵便局 柏木 尚文外四名

簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開は地方財政の窮屈を緩和するのに極めて緊急事であるが、さらに新契約数の増加を図つて、多類の保険料を得るために、両事業を通信省の元的運営に移されたいとの陳情。

五月二日本委員会に左の事件を付託された

一、郵便切手賣さばき所及び印紙賣さばき所に関する法律案

郵便切手賣さばき所及び印紙賣さばき所に関する法律案

3 郵政大臣は、前二項の郵便切手賣さばき人並びに印紙の賣さばき人(以下「賣さばき人」と総称する)を選定しようとするとき

は、賣さばき人になろうとする者の申込を受けるため、省令の定めによつて、必要な事項を公告しなければならない。

4 郵政大臣は、賣さばき人になろうとする者であつて第一項又は第二項に規定する資格を有するものが二人以上あるときは、抽せんにより賣さばき人を選定しなければならない。

第三條 賣さばき人は、その業務を行つた場合において、その相続人から申出があつたときは、郵便切手類及び印紙の賣さばき人に相続人が死亡した場合において、その相続人が郵便切手類及び印紙の賣さばき所を設けなければならぬ。

あつては郵便切手類及び印紙の賣さばき所を設けたときは、郵便切手類及び印紙のみの賣さばき人にあつては印紙の賣さばき所を設けなければならない。

第四條 賣さばき人は、國の行う郵便に關する業務の一部を行ふ者として、公共の利益のため、誠実にその業務を行わなければならぬ。

第五條 賣さばき人は、省令の定めるところにより、一般の需要をみたすに足る數量の郵便切手類及び印紙を郵政省から買ひ受けて常備し、定價で公平に賣りさばかなければならぬ。

第六條 郵便切手賣さばき人は、郵便切手賣さばき所及び印紙賣さばき所を賣りさばくのに必要な資力及び信用を有する者のうちから郵便切手類及び印紙の賣さばき人を選定し、郵便切手類及び印紙の賣さばきの業務を委託することができる。

第七條 郵政大臣は、賣さばき人に対し、第五條の規定による郵便切手類及び印紙の賣渡月額に左の割合を乗じて得た金額の賣さばき手数料を支拂うものとする。但し、その金額は、一箇月一千万千円をこえてはならない。

賣渡月額五千円以下の金額 百分

は、賣さばき人になろうとする者の申込を受けるため、省令の定めによつて、必要な事項を公告しなければならない。

とする者であつて第一項又は第二項に規定する資格を有するものが二人以上あるときは、抽せんにより賣さばき人を選定しなければならない。

4 郵政大臣は、賣さばき人になろうとする者であつて第一項又は第二項に規定する資格を有するものが二人以上あるときは、抽せんにより賣さばき人を選定しなければならない。

第三條 賣さばき人は、その業務を行つた場合において、その相続人から申出があつたときは、郵便切手類及び印紙の賣さばき人に相続人が死亡した場合において、その相続人が郵便切手類及び印紙の賣さばき所を設けなければならぬ。

あつては郵便切手類及び印紙の賣さばき所を設けたときは、郵便切手類及び印紙のみの賣さばき人にあつては印紙の賣さばき所を設けなければならない。

第四條 賣さばき人は、國の行う郵便に關する業務の一部を行ふ者として、公共の利益のため、誠実にその業務を行わなければならぬ。

第五條 賣さばき人は、省令の定めるところにより、一般の需要をみたすに足る數量の郵便切手類及び印紙を郵政省から買ひ受けて常備し、定價で公平に賣りさばかなければならぬ。

第六條 郵便切手賣さばき人は、郵便切手賣さばき所及び印紙賣さばき所を賣りさばくのに必要な資力及び信用を有する者のうちから郵便切手類及び印紙の賣さばき人を選定し、郵便切手類及び印紙の賣さばきの業務を委託することができる。

第七條 郵政大臣は、賣さばき人に対し、第五條の規定による郵便切手類及び印紙の賣渡月額に左の割合を乗じて得た金額の賣さばき手数料を支拂うものとする。但し、その金額は、一箇月一千万千円をこえてはならない。

賣渡月額五千円以下の金額 百分

の五

賣渡月額五千円をこえる五万円以下の金額 百分の三

賣渡月額五万円をこえる金額 百分の一

前項の賣さばき手数料の支拂の手続は、省令で定める。

第八條 郵便切手類及び印紙の賣さばき人が死亡した場合において、その相続人から申出があつたときは、郵政大臣は、第二條の規定にかかる限り、死亡の日から六十日以内に限り、その相続人の一人を賣さばき人として郵便切手類及び印紙の賣さばきの業務を委託することができる。

第九條 賣さばき人が郵便切手類又は印紙の賣さばきの業務をやめようとするときは、省令の定めるところにより、少くとも三十日前に郵政大臣にその旨を届け出なければならない。

第十條 左の場合においては、郵政大臣は、郵便切手類又は印紙の賣さばきに關する契約を解除することができる。

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 この法律施行の際、現に郵便切手類の賣さばき人である者は、この法律により選定された郵便切手類及び印紙の賣さばきの業務を委託された者と同様の賣さばき人である者は、この法律により印紙の賣さばきの業務を委託された者と同様の賣さばきの業務を委託された者とみなす。

3 第一條の規定にかかるらず、当分の間この法律において「印紙」とは、收入印紙及びこれに代る取引高税印紙をいうものとする。

めるとき。

第十一條 第五條の規定に違反して、郵便切手類又は印紙をその定價と異なる金額で賣りさばいた者は、一万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対する同項の刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対する同項の刑を科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対する同項の刑を科する。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対する同項の刑を科する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対する同項の刑を科する。

7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対する同項の刑を科する。

8 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対する同項の刑を科する。

9 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対する同項の刑を科する。

10 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対する同項の刑を科する。

11 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対する同項の刑を科する。

12 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対する同項の刑を科する。

13 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対する同項の刑を科する。

14 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対する同項の刑を科する。

15 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対する同項の刑を科する。

16 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対する同項の刑を科する。

17 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対する同項の刑を科する。

18 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対する同項の刑を科する。

19 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対する同項の刑を科する。

20 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対する同項の刑を科する。

21 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対する同項の刑を科する。

22 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対する同項の刑を科する。